

風水害・地震の措置について

和歌山県紀北部に**暴風警報**または**大雨警報**が出ている時は臨時休業とする。

震度5以上の地震が発生し、危険が予想される時は臨時休業とする。

登校時に警報が発令されている時は自宅待機させてください。

午前10時までに警報が解除されない場合は 臨時休校となります。

午前10時までに警報が解除された場合は 午前中授業があります。

午前6時時点で、台風・大雨等で警報が発令されている時は給食はありません。

臨時休業時にも、学校では受け入れ体制ができていますので、ご連絡下さい。

警報が出ていない場合であっても、やがて警報が出されると予測される場合や、地域的に危険が予想される状況下においては、一時登校を見合わせて連絡を待ってください。

風雨・地震等の被害がひどく、登校が困難な状況下においても、一時登校を見合わせて、連絡を待ってください。

児童が学校にいる時に警報が出た場合にあっては、状況を判断し下校させることでより危険が増すと考えられる時は、学校で待機させ、安全を確保します。